

各論II 子ども・子育て支援事業計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 事業計画の全体像

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づく制度であり、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」及び「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画です。子育て家庭等の現在の利用状況と利用希望を踏まえて「量の見込み」を設定し、就学前児童が利用する認定こども園、幼稚園及び保育所の施設並びに小規模保育事業などの地域型保育事業の「確保」状況を明らかにするものです。

(1) 子ども・子育て支援新制度の内容

① 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園^{*}制度が改善され、新たな幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設となりました。

^{*}認定こども園は、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」及び「地方裁量型」の4種類があります。

② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

・地域ニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

・財政措置が見直され、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）となります。また、小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）が創設され、保育の量的拡大が図られます。

・幼稚園教諭、保育士等の人材確保や職員の処遇改善等を図り、教育・保育の質的改善を行います。

③ 地域域の子ども・子育て支援の充実

すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て

て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業など新たな事業を創設します。

(2) 新制度における事業の全体像

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none">■施設型給付 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ■地域型保育給付 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 ■児童手当	<ul style="list-style-type: none">①利用者支援事業【新規】②地域子育て支援拠点事業③妊婦健康診査④乳児家庭全戸訪問事業⑤-1養育支援訪問事業⑤-2子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業⑥子育て短期支援事業⑦ファミリー・サポート・センター事業⑧一時預かり事業⑨延長保育事業⑩病児保育事業⑪放課後児童クラブ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、市全域を1区域とします。

3 計画の体系

1 教育・保育の給付（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容

第2章 計画の推進方策

1 教育・保育の給付（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）

（1）認定こども園・幼稚園（1号及び2号認定、3～5歳児）

① 量の見込みの算出根拠

- ◆平成26年度の幼稚園入園児数は1,471人（市外52人含む）で、総定員2,135人に対する充足率は68.9%となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向量は、平成27年度推計は1,187人となっており、現在の総定員よりも下回っている状況です。
- ◆計画期間中の量の見込みは、ニーズ調査による量の見込みを設定します。

② 量の見込みと確保方策〔教育を希望〕

（単位：人）

区 分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 量 の 見 込 み	1号	682	671	663	656	648
	2号	505	497	491	486	479
	市外受託	49	49	49	49	49
	市外委託	21	21	21	21	21
	小計①	1,215	1,196	1,182	1,170	1,155
② 確 保 方 策	1号認定(市内)	400	905	1,045	1,045	1,045
	確認を受けない幼稚園	1,470	595	455	455	455
	小計②	1,870	1,500	1,500	1,500	1,500
小計②-小計①		655	304	318	330	345

小計①：1号認定+2号認定+市外受託-市外委託

小計②：1号認定（市内）+確認を受けない幼稚園

③ 各年度の整備量（年度毎の増加数）

（単位：人）

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
認定こども園	400	505	140	0	0
幼 稚 園	1,470	△875	△140	0	0
合 計	1,870	△370	0	0	0

（2）認定こども園・保育所・地域型保育（2号認定、3～5歳児）

① 量の見込みの算出根拠

- ◆平成26年4月1日現在の3～5歳児の保育所入所状況は675人（受託児童10人を除く）で、3～5歳児の総定員704人に対する入所率は95.9%となっています。また、同じく3～5歳児の認可外保育施設への入所数は15人となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向量は、平成27年度推計は856人で、保育所の3～5歳児の総定員704人よりも上回っている状況ですが、平成27年度から認定こども園の整備による定員増加を計画しているため、ニーズ調査による量の見込みを設定します。

② 量の見込みと確保方策〔保育が必要〕

（単位：人）

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
① 量の見込み	2号認定	856	843	833	824	813
	市外受託	12	12	12	12	12
	市外委託	58	58	58	58	58
	小計 ①	810	797	787	778	767
② 確保方策	教育・保育(市内)※1	944	1,139	1,174	1,174	1,174
	地域型保育	0	0	0	0	0
	小計 ②	944	1,139	1,174	1,174	1,174
認可外保育施設※2		0	0	0	0	0
小計②-小計①		134	342	387	396	407

※1：教育・保育は、認定こども園及び保育所

※2：市または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

小計①：2号認定＋市外受託－市外委託

小計②：教育・保育（市内）＋地域型保育

③ 各年度の整備量（年度毎の増加数）

（単位：人）

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
認定こども園	240	195	35	0	0
保 育 所	704	0	0	0	0
合 計	944	195	35	0	0

（3）認定こども園・保育所・地域型保育（3号認定、0～2歳児）

① 量の見込みの算出根拠

◆本市の待機児童は、低年齢児（0～2歳児）の受入れで多く発生しており、平成26年4月1日現在の待機児童数は19人となっています。

◆平成26年4月1日現在の0～2歳児の保育所入所状況は450人（受託児童12人を除く）で、0～2歳児の総定員486人（改正前認定こども園の保育所を含む）に対する入所率は92.6%となっています。

また、同じく0～2歳児の認可外保育施設への入所数は164人となっています。

◆ニーズ調査による利用意向量は、平成27年度推計では944人となっており、保育所の0～2歳児の総定員441人よりも上回っている状況ですが、平成27年度から認定こども園や地域型保育の整備等を計画しているため、ニーズ調査による量の見込みを設定します。

② 量の見込みと確保方策〔保育が必要〕

(単位：人)

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
① 量の見込み	3号認定	944(220)	932(217)	924(215)	915(213)	907(211)
	市外受託	12(6)	12(6)	12(6)	12(6)	12(6)
	市外委託	42(21)	42(21)	42(21)	42(21)	42(21)
	小計 ①	914(205)	902(202)	894(200)	885(198)	877(196)
② 確保方策	教育・保育(市内)※1	616(155)	805(201)	820(204)	820(204)	820(204)
	地域型保育	19(3)	78(21)	78(21)	78(21)	78(21)
	小計 ②	635(158)	883(222)	898(225)	898(225)	898(225)
認可外保育施設※2		133(27)	58(14)	28(11)	28(11)	28(11)
小計②-小計①		△279(△47)	△19(20)	4(25)	13(27)	21(29)

※1：教育・保育は、認定こども園、保育所

※2：市または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など
表中（ ）内は0歳児の内数

小計①：3号認定+市外受託-市外委託

小計②：教育・保育(市内)+地域型保育

③ 各年度の整備量(年度毎の増加数)

(単位：人)

区 分	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		H31 年度	
	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳	0 歳	1-2 歳
認定こども園	46	129	40	130	3	12	0	0	0	0
保 育 所	109	332	6	13	0	0	0	0	0	0
地域型保育事業	3	16	18	41	0	0	0	0	0	0
合 計	158	477	64	184	3	12	0	0	0	0

教育・保育の確保方策のまとめ

■確保方策の内容

確保方策としては、幼稚園から認定こども園への移行、地域型保育の整備、認可保育所の定員増などにより教育・保育の提供を確保します。

確保方策として定める特定教育・保育施設等の数

(単位:力所)

施設の類型		H27	H28	H29	H30	H31
特定教育・保育施設	幼稚園	0	0	0	0	0
	保育所	10	10	10	10	10
	認定こども園(幼保連携型)	4	9	10	10	10
	認定こども園(幼稚園型)	0	0	0	0	0
	認定こども園(保育所型)	0	0	0	0	0
	認定こども園(地方裁量型)	0	0	0	0	0
	保育所分園	0	1	1	1	1
確認を受けない幼稚園		8	4	3	3	3
特定地域型保育事業	小規模保育	1	3	3	3	3
	家庭的保育	0	7	7	7	7
	居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
	事業所内保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設(※)		6	3	2	2	2

※ただし、県や市町が運営費支援等を行っている施設に限る。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

① 今後の方向性

- ◆教育・保育を希望する保護者の相談に応じ、情報提供を行う窓口を市の児童家庭課に置き、職員が対応します。
- ◆教育・保育施設、地域の子育て支援事業者、保健・医療・福祉などの関係機関と連携を図り、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ◆事業の実施にあたり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、利用者に分かりやすく伝えるよう工夫しながら広報と啓発活動に努め、周知を図ります。

② 量の見込みと確保方策

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（カ所）	1	1	1	1	1
確保方策（カ所）	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

① 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 25 年度の実績は、センター型 1 カ所、ひろば型 2 カ所の計 3 カ所で実施し、合計の年間延べ利用人数は 13,536 人（対象 0～2 歳児）となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向量は 4,800 人程度ですが、実績が大幅にそれを上回っています。児童数は平成 27 年度以降も減少する見込みですが、利用数は増加傾向にあることから、平成 25 年度実績を基に量の見込みを設定します。

② 量の見込みと確保方策

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（延べ利用人数）		13,600	13,600	13,600	13,600	13,600
確保方策	（延べ利用人数）	13,600	13,600	13,600	13,600	13,600
	（カ所）	3	3	3	3	3

平成 27 年度に、ひろば型 1 カ所が、センター型へ移行します。

(3) 妊産婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中及び出産後の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

① 量の見込みの算出根拠

◆ 妊婦健康診査の受診者数は、平成 23 年度 8,979 人、平成 24 年度 8,998 人、平成 25 年度 8,739 人となっています。

妊娠届出数は、平成 23 年度 772 人、平成 24 年度 749 人、平成 25 年度 745 人で、この 3 年間の受診率平均は 84.2%となっています。

◆ 産後健康診査の受診数は、平成 25 年度 640 人で、受診率は 94.1%となっています。

◆ 計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。

② 量の見込みと確保方策

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
妊婦健康診査 量の見込み（人）	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
産後健康診査 量の見込み（人）	800	800	800	800	800
確保方策	実施場所：県内の登録医療機関 実施体制：栃木県医師会及び栃木県病院協会と業務委託契約し、実施する。 検査項目：①健康状態の把握 ②検査・計測 ③保健指導 実施時期：妊娠届出～出産後				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、養育環境の把握とともに、子育ての孤立を防ぐため様々な不安や悩みの相談、子育て支援に関する情報等を行う事業です。

① 量の見込みの算出根拠

◆乳児家庭全戸訪問の実績は、平成23年度655人、平成24年度685人、平成25年度664人となっています。訪問率は、平成23年度98.4%、平成24年度98.6%、平成25年度99.3%です。

◆計画期間中の量の見込みは、事業対象が出生児全員であることから推計人口とします。

② 量の見込みと確保方策

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (人)	641	632	626	620	614
確保方策	実施体制:保健師4人、助産師2人 担当課:健康増進課				

(5) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

① 量の見込みの算出根拠

◆養育支援訪問の実績は、平成23年度11件、平成24年度17件、平成25年度14件となっています。支援を必要とする家庭については、現状のまま推移するものと思われま。

◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。

② 量の見込みと確保方策

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (人)	14	14	14	14	14
確保方策	実施体制:家庭相談員2人、保健師1人 担当課:児童家庭課、健康増進課				

(5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

① 今後の方向性

- ◆要保護児童対策地域協議会の調整機関職員等の専門性強化と地域ネットワークと訪問事業との連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めます。

② 量の見込みと確保方策

今後の動向に応じて検討します。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

- ・短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
- ・夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

① 量の見込みの算出根拠

- ◆ニーズ調査による利用意向量は 15 人で、就学前児童の推計人口に占める割合は 0.4% です。対象児童を含めて推計すると、利用量は 40 人と推計します。

短期入所が延べ 30 人、夜間養護等が延べ 10 人

- ◆計画期間中の量の見込みは、推計値を基に設定します。

- ◆実施体制：平成 27 年度から 2カ所で実施予定

② 量の見込みと確保方策

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（延べ利用人数）		40	40	40	40	40
確保方策	（延べ利用人数）	40	40	40	40	40
	（カ所）	2	2	2	2	2

(7) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

① 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 26 年度 11 月末現在の会員数の内訳は、依頼会員が 195 人、提供会員が 45 人、両方会員が 2 人です。
- ◆平成 25 年度の実績は、年間の活動件数が 308 件となっており、主なものは保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かりが 176 件（57.1%）、保育所・幼稚園の帰宅後の預かりが 27 件（8.8%）、学童の放課後の預かりが 22 件（7.1%）、放課後児童クラブの迎え及び帰宅後の預かりが 10 件（3.2%）となっています。
 - ・就学前の児童を対象 211 件（全体の 68.5%）
 - ・就学後の児童を対象 53 件（全体の 17.2%）
 - ・その他 44 件（全体の 14.3%）
- ◆ニーズ調査による利用意向量は、小学校低学年が 69 人、高学年が 73 人となっていますが、利用実績はそれを上回っています。児童数は平成 27 年度以降も減少する見込みですが、利用数は増加傾向にあります。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。

② 量の見込みと確保方策

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(延べ利用人数)		380	400	410	430	450
確保方策 (延べ利用 人数)	子育て援助活動支援事業※1	315	330	340	355	370
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	—	—	—	—	—
	子育て援助活動支援事業 (就学後)	65	70	70	75	80

※1：一時預かりや送迎などの活動を含み、病児・緊急対応強化事業及び就学後の利用を除く全てのファミリー・サポート・センター事業の活動件数

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

① 量の見込みの算出根拠

ア 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

- ◆平成 25 年度の幼稚園の入園児数は 1,451 人で、幼稚園における預かり保育の年間の延べ利用日数は、40,435 日（1 人あたり年間平均 27 日の利用）となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向量は、1 号及び 2 号合計の年間の延べ利用人数は約 140,000 人となっています。
- ◆1 号による預かり保育の利用は、1 人あたりの年間平均利用実績 27 日を、新制度に移行する認定こども園の 1 号利用定員の数に乗じて得た数量を設定します。
- ◆2 号による預かり保育の利用は、1 人あたりの年間平均利用実績 27 日を、新制度に移行する認定こども園の 2 号利用定員の数に乗じて得た数量を設定します。

イ 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

- ◆平成 25 年度の一時預かり保育事業の年間延べ利用人数は、保育所が 343 人、ファミリー・サポート・センター（対象：就学前児童）が 211 件となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向量は、延べ約 19,000 人となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に量の見込みを設定します。

② 量の見込みと確保方策

ア 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み （延べ利用人数）	1 号による利用	10,800	24,435	28,215	28,215	28,215
	2 号による利用	6,480	11,745	12,690	12,690	12,690
確保方策 （延べ利用人数）	在園児対象型	17,280	36,180	40,905	40,905	40,905

イ 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(延べ利用人数)		610	620	630	640	650
確保方策 (延べ利用 人数)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	350	350	350	350	350
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	260	270	280	290	300
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	—	—	—	—	—

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

① 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 25 年度の実績は、年間実利用人数は 318 人で、平成 26 年 3 月 1 日現在の市内保育所の入所児童数 1,218 人（受託児童を除く）に対する利用率は、26.1%です。
- ◆計画期間中の量の見込みは、保育が必要な 2 号及び 3 号認定子どもの合計ニーズ量に、平成 25 年度の利用率を乗じて得た数量を基に設定します。
- ◆実施体制：私立保育所 6 カ所と年度毎の整備予定認定こども園

② 量の見込みと確保方策

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (人)		470	470	460	460	450
確保方策	(人)	470	470	460	460	450
	(カ所)	10	15	16	16	16

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

① 量の見込みの算出根拠

- ◆この 3 年間の利用実績は、平成 23 年度 延べ 9 人、平成 24 年度 延べ 57 人、平成

25年度 延べ37人となっています。

- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆実施体制：私立保育園（1園）に業務委託、1日あたりの利用定員は4人

② 量の見込みと確保方策

区 分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(延べ利用人数)		60	60	60	60	60
確保方策 (延べ利用 人数)	病児保育事業	100	100	100	100	100
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	—	—	—	—	—

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

① 量の見込みの算出根拠

- ◆平成26年4月1日現在の放課後児童クラブ数は17で、総定員は745人です。
- ◆放課後児童クラブの利用児童数は、平成23年度661人（1～3年生577人、4～6年生84人）、平成24年度606人（1～3年生518人、4～6年生88人）、平成25年度567人（1～3年生492人、4～6年生75人）となっています。
- ◆平成26年5月1日現在の放課後児童クラブを利用している児童の割合は、小学校低学年は25.8%（児童生徒数2,296人に対し592人）、小学校高学年は3.3%（児童生徒数2,368人に対し77人）となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、推計人口に、平成26年5月1日現在の利用率を乗じて得た数量を基に、利用実績を勘案し設定します。

② 量の見込みと確保方策

区 分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み（人）	低学年	600	600	590	580	580
	高学年	80	80	80	80	80
	合計	680	680	670	660	660
確保方策（人）		745	745	745	745	745

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者の属する世帯の所得状況及びその他の事情を勘案して、国が定める基準に従い、特定教育・保育施設等に対して当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の全部または一部を、当該支給認定保護者に助成する事業です。

① 量の見込みと確保方策

国の基準に準じて助成を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

① 量の見込みと確保方策

今後の動向に応じて検討します。

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能をあわせもつとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。また、既存の幼稚園などを活用することで、待機児童が解消されるなどの効果が期待されています。

このため国では、地方公共団体、施設、利用者が認定こども園制度に対する理解を深め、認定こども園が利用者に選択されるような普及啓発にかかる施策を推進するとともに、設置に向けた政策的誘導を図っています。

本市においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設や認定こども園制度の改正等により、地域の子どもを幼稚園、保育所に区別せず、ともに育てていくという幼保一元化を推進します。

(2) 幼稚園教諭と保育士等との合同研修に対する支援

認定こども園、幼稚園及び保育所は、質の高い教育・保育や一体的な教育・保育を行うため、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士による合同研修や人事交流等を推進し、互いの理解を深めるとともに、人材育成に努めるものとします。

本市では、研修の開催に必要な助言等の支援を行います。

(3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

① 公立の教育・保育施設の役割

公立の教育・保育施設は、民間保育所職員に対する研修機能、教育・保育施設間の連携事業の実施や連絡調整など、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たすとともに、特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を担っています。

② 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに、効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

① すべての家庭への子育て支援の充実

教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業など新たな事業を推進します。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携の推進方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってきます。

このため、合同保育・園庭開放などのほか、発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見やその家族に対する相談対応についても、教育・保育施設との連携による支援が必要となってきます。

教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、これら保育に必要な支援に努めます。

(5) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

① 認定こども園、幼稚園及び保育所から小学校への円滑な接続

幼児期の学校教育は、子どもたちの「生きる力」の基礎やその後の学校教育の基盤を培う重要な時期です。

認定こども園、幼稚園及び保育所は、小学校の行事や授業参観への児童や保護者の参加事業を行うとともに、担当職員と小学校教諭との意見交換会や相互参観等の実施を通して小学校との連携を図り、小学校教育への円滑な接続に努めます。

② 放課後児童の健全育成の支援

保育の必要な幼児たちは、小学校就学後に留守家庭児童となることも多く、安全な居場所の確保が必要となってきます。

一部の保育所や幼稚園の多くが、教育・保育施設と併せて放課後児童クラブを設置していることから、日ごろから小学校との連絡を密にし、放課後児童の安全と健全な育成の支援に努めます。

各論Ⅲ 計画の目標及び推進体制と進行管理

1 計画の目標

本計画の目標は、基本的に第1次市勢発展長期計画の指標と整合を図り、設定します。

① 施策の成果目標

指 標 名		基準年次 (H25年度)	目標年次 (H31年度)	増減
仕事と子育てが両立できている 子育て世帯の割合※1		43.3%	65.0%	21.7
子育てに不安がある世帯の割合※1		46.4%	40.0%	△6.4
待機児童数※2		124人	0人	△124人
ファミリー・サポート・センター	会員数			
	依頼会員	156人	300人	144人
	提供会員	45人	70人	25人
	両方会員	2人	3人	1人
活動件数		308件	450件	142件
児童虐待件数		22件	11件	△11件
母子健康手帳 妊娠1週以下での妊娠届出率		93.7%	95.0%	1.3
妊婦保健指導 妊婦の喫煙率		5.1%	3.0%	△2.1
乳幼児健康診査受診率	4カ月	98.0%	98.5%	0.5
	9カ月	97.5%	98.0%	0.5
	1歳6カ月	97.9%	98.4%	0.5
	3歳児	95.8%	96.8%	1.0
むし歯のない3歳児の割合		77.0%	81.0%	4.0

※1：市民意向調査結果による数値

※2：保育実施未到来児童を含む。

指標名	基準年次 (H25年度)	目標年次 (H31年度)	増減
乳児家庭全戸訪問事業訪問率	99.3%	99.5%	0.2
思春期相談・教育体制及び食に対する学習機会 児童・生徒における痩身傾向児の割合	1.5%	1.3%	△0.20
児童・生徒における肥満傾向児の割合	11.6%	10.0%	△1.6
小児医療体制 かかりつけ医を持つ割合	77.4%	82.5%	5.1

②教育・保育施設の指標

区分	基準年次 (H25年度)	目標年次 (H31年度)	増減	
保育所数	公立	4カ所	4カ所	0カ所
	私立	6カ所	6カ所	0カ所
認定こども園数	1カ所	10カ所	9カ所	
幼稚園数	11カ所	3カ所	△8カ所	

③放課後児童クラブの指標

区分	基準年次 (H25年度)	目標年次 (H31年度)	増減
施設数	17カ所	18カ所	1カ所

④児童福祉施設の指標

区分	基準年次 (H25年度)	目標年次 (H31年度)	増減
子育て支援センター	2カ所	3カ所	1カ所
子育てサロン	5カ所	4カ所	△1カ所
児童館	1カ所	1カ所	0カ所

⑤地域型保育施設の指標

区分	基準年次 (H25年度)	目標年次 (H31年度)	増減
家庭的保育事業	—	7カ所	7カ所
小規模保育事業	—	3カ所	3カ所

2 計画の推進体制と進行管理

本計画は、真岡市の子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携し、全庁的な体制で取り組んでいく必要があります。このため、本計画の推進にあたっては、庁内関係各課と連携しながら、事業実施に伴う調整や毎年度の計画の進捗状況を把握し、点検・評価を行います。

また、市民や地域活動団体、関係機関からなる「真岡市子ども・子育て会議※」を引き続き開催し、毎年度の計画の進捗状況について、点検・評価し、必要に応じて見直しを行います。

なお、結果については、市のホームページ等を通して市民に公表します。

※子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の役割

子ども・子育て支援法第77条第1項に規定されている市町村に設置される会議の役割は、次のような内容になっています。

- 1 自治体が教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、子ども・子育て支援事業計画を策定又は変更する際には、会議の意見を聴かなければならない。
- 2 自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議する。